

## 広陵町普通財産売払い一般競争入札要領（郵便入札）

### 【入札物件】

第1条 売却対象とする広陵町普通財産は、別掲のとおりとする。

### 【参加申込み】

第2条 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、広陵町普通財産売払い一般競争入札申込書及び誓約書により、所定の期日までに申込みなければならない。

### 【入札参加資格を有しない者】

第3条 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けている者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者でその事実あった後2年を経過していない者
- (4) 上記(3)に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員及びその構成員

### 【留意事項】

第4条 入札希望者は、この入札要領、広陵町普通財産売払い一般競争入札のご案内、土地売買契約書の各条並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

2 入札及び売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

### 【入札日時及び会場】

第5条 入札は、別掲の日時に広陵町役場において行う。

### 【入札の方法】

第6条 入札は、郵便によるものとし、入札書を書留郵便にて広陵町役場総務課長あて所定の日時までに送付するものとする。

### 【入札書の書き方】

第7条 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、本人の印を押印しなければならない。

2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、入札全額を記入しなければならない。

### 【入札書の書換え禁止等】

第8条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 【入札の無効事由】

第9条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札封筒によらない入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札

- (5) 入札者が同一物件について2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (9) 本入札要領に違反した入札

**【開札】**

第10条 開札は、所定の日時に直ちに行う。

**【落札者の決定方法】**

第11条 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

**【入札の変更等】**

第12条 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

**【危険負担】**

第13条 落札者は、面積その他資料記載した事項について、実地に符号しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

**【契約の締結】**

第14条 広陵町と落札者の売買契約は、所定の期日までに、広陵町役場総務課において、土地売買契約書により締結する。

**【売買代金の納付】**

第15条 落札者は、所定の期日までに売買代金の全額を納付しなければならない。

**【所有権の移転時期】**

第16条 落札した物件(以下「落札物件」という。)の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

- 2 物件は、現状のまま引き渡すものとする。

**【公租公課等】**

第17条 落札した物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

**【遵守事項】**

第18条 入札者は、本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

**附 則**

この要領は、公布の日から施行する。